

平成三十年十一月二十日受領
答 弁 第 五 二 号

内閣衆質一九七第五二号

平成三十年十一月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員城井崇君提出水道施設の戦略的な老朽化対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員城井崇君提出水道施設の戦略的な老朽化対策に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「生活基盤施設耐震化等交付金制度の採択等を緩和する」の意味するところが必ずしも明らかではないが、政府としては、水道施設の老朽化対策や耐震化対策は重要であると認識しており、引き続き地方公共団体等への必要な財政支援に努めてまいりたい。

二について

政府としても、水道事業の広域連携や多様な官民連携を進めるとともに、水道事業者等に対し水道施設の適切な管理を求めること等により、水道の基盤の強化を図ることが必要であると認識しており、このため、水道法の一部を改正する法律案を第百九十六回国会に提出したところである。